

第69回 税理士試験 法人税法

●はじめに

今回の本試験も68回に続き理論は基本的な問題であり、計算はボリュームが多い問題であったので、計算で苦戦をした受験生が多かったと思われる。よって、理論については覚えた理論を正確に記載をして満遍なく得点をしたうえで、計算で難しい論点に手を出さず、取れる部分を確実に得点することが合格のために必要であろう。

Z-69-D [第一問] 解答

問1

(1)

(1) 会計期間の定めがある場合・・・事業年度とは、法人の財産及び損益の計算の単位となる期間（以下「会計期間」という。）で、法令で定めるもの又は法人の定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの（以下「定款等」という。）に定めるものをいう。 4
(2) 会計期間の定めがない場合
① 法令又は定款等に会計期間の定めがない場合には、設立の日等以後2月以内に納税地の所轄税務署長に届け出た会計期間をいう。 2
② ①の届出をすべき法人（人格のない社団等を除く。）がその届出をしない場合には、納税地の所轄税務署長が指定し、通知した会計期間をいう。 1
③ ①の届出をすべき人格のない社団等がその届出をしない場合には、その年の1月1日から12月31日までの期間をいう。 1
(3) 1年を超える会計期間の場合・・・(1)又は(2)の期間が1年を超える場合には、その期間をその開始の日以後1年ごとに区分した各期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間）をいう。 2

(2)

ケース1

①	内国法人が事業年度の中途において解散（合併による解散を除く。）をした場合 2				
②	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">① その事業年度開始の日から解散の日までの期間</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;">2</td> </tr> <tr> <td>② 解散の日の翌日からその事業年度終了の日までの期間</td> </tr> </table>	① その事業年度開始の日から解散の日までの期間	}	2	② 解散の日の翌日からその事業年度終了の日までの期間
① その事業年度開始の日から解散の日までの期間	}	2			
② 解散の日の翌日からその事業年度終了の日までの期間					

<TAC>税19 この解答速報の著作権はTAC(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

(2)に続き

ケース2

①	法人が事業年度の中途において合併により解散した場合 ²
②	その事業年度開始の日から合併の日の前日までの期間 ¹

ケース3

①	清算中の法人の残余財産が事業年度の中途において確定した場合 ²
②	その事業年度開始の日から残余財産の確定の日までの期間 ¹

問2

(1) 5

交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、
供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいう。
ただし、一定の費用を除く。

(2) (各1)

1	専ら従業員の慰安のために行われる運動会等のために通常要する費用
2	飲食費で支出金額を参加者の数で除して計算した金額が5千円以下のもの。なお、この規定は、一定の書類を保存している場合に限り適用する。
3	カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手拭いその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用
4	会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用
5	新聞、雑誌等の出版物又は放送番組を編集するために行われる座談会その他記事の収集のために、又は放送のための取材に通常要する費用

(5)

事実 関係	該当の可否とその理由
1	<p>支出した500,000円は交際費等に該当する。 [1]</p> <p>法人が、その得意先に対して支出する売上割戻し等の費用であっても、一定額に達するまでは現実に支払をしないで預り金等として積み立て、一定額に達した場合に、その積立額によりその得意先を旅行に招待することとしているときは、その預り金等として積み立てた金額は、その積み立てた日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入しないで、旅行に招待した日を含む事業年度において交際費等として支出したものとされる。</p> <p>この場合に、たまたまその旅行に参加しなかった得意先に対し、その預り金等として積み立てた金額の全部又は一部に相当する金額を支払ったとしても、その支払った金額は交際費等に該当するため。 [2]</p>
2	<p>支出した150,000円は交際費等に該当しない。 [1]</p> <p>法人の工場内において、無事故等の記録が達成されたことに伴い、その工場内において経常的に業務に従事している下請企業の従業員等に対し、自己の従業員等とおおむね同一の基準により表彰金品を支給するために要する費用は、業務委託のために要する費用等として交際費等に該当しないものとされるため。 [2]</p>
3	<p>支出した900,000円は交際費等に該当する。 [1]</p> <p>支出の相手方が当社の土産物店に客を案内する観光バスやタクシーの運転手、旅行会社の添乗員等なので、事業に関係のある者に該当し、謝礼等の支出が客誘致のためにする運転手、添乗員等に対する接待、供応、慰安、贈答等に該当するため。 [2]</p>

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

問1は個別理論であり、また問2についても意義を中心とした規定の記載を中心としているため、理論マスターの暗記を前提として、正確な記載が必要である。また、交際費等に該当するか否かの判定は通達を基にするものであるが、3つのうち2つの結論は正解をする必要があると想定される。

ボーダー 35点以上

合格確実 41点以上

▶解答への道◀

問1

(2)のみなし事業年度として取り扱われるケースについては、模範解答に挙げたものの他、「清算中の内国法人が事業年度の中途において継続した場合」や、「普通法人又は協同組合等が公益法人等に該当することとなる場合」なども想定される。

問2

(1)の問が「交際費等の意義について簡潔に答えなさい。」とあったことから、(2)で解答すべき「交際費等から除かれる費用」を(1)の解答欄に記載をしてしまった場合にも、(2)の解答として考慮される可能性も想定される。

Z-69-D [第二問] 解答

問 I

租税公課・納税充当金に関する事項

問 1

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び 留保・流出の別)	計算過程
48,750,000 (加算・留保) 1	(1) 損金経理納税充当金 $46,700,000 - \{36,800,000 - (20,610,000 + 18,240,000)\} = 48,750,000$
20,610,000 (加算・留保)	
20,610,000 (減算・留保)	
3,490,000 (減算・留保)	
19,700,000 (減算・留保) 1	(2) 仮払租税公課認定損 $13,100,000 + 3,800,000 + 2,800,000 = 19,700,000$
12,990,000 (加算・留保) 1	(3) 損金経理法人税等 $13,100,000 - 110,000 = 12,990,000$
2,740,000 (加算・留保) 1	(4) 損金経理住民税 $2,800,000 - 60,000 = 2,740,000$
※ 110,000 (加算・流出) } 1	(5) 損金経理延滞金 $80,000 + 60,000 = 140,000$
※ 140,000 (加算・流出) }	
1,080,000 (加算・留保) 1	※ 損金経理附帯税等として、延滞税と延滞金の合計額250,000円を加算・流出する処理も正解となる。
20,000 (加算・流出) 1	

リース取引に関する事項

問2

所有権移転外リース取引又は 所有権移転リース取引の いずれかに該当するか	判断の理由
所有権移転リース取引に該当 する 1	リース期間終了後には、無償で当社に譲渡される契約となっているため。 1

問3

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び 留保・流出の別)	計算過程
2,650,000 (加算・留保) 2	<p>(1) 償却限度額</p> <p>① $(48,000,000 + 400,000 + 2,600,000) \times 0.200 = 10,200,000$</p> <p>② $(48,000,000 + 400,000 + 2,600,000) \times 0.06552 = 3,341,520$</p> <p>③ ① \geq ② $\therefore 10,200,000 \times \frac{7}{12} = 5,950,000$</p> <p>(2) 償却超過額</p> <p>$(800,000 \times 7 + 400,000 + 2,600,000) - 5,950,000 = 2,650,000$</p> <p>※ なお、当該機械装置は新品であるか否か問題文から読み取ることができないが、当社は青色申告書を提出する中小企業者に該当し、所有権移転リース取引により取得した、取得価額160万円以上の機械装置であるため、新品であれば特定機械装置等の特別償却の適用ができる。</p> <p>この場合、償却不足額が生じることとなり調整すべき金額はないが、その旨解答をした場合でも、正解となる可能性がある。</p>

有価証券・受取配当等に関する事項

問4

みなし配当金の金額	計算過程
1,140,000 2	(1) 交付金銭等 3,500,000 (2) 資本金等の額 $80,000,000 \times \frac{35,000,000}{400,000,000 - 281,000,000} (0.295) \times \frac{14,000\text{株}}{140,000\text{株}} = 2,360,000$ (3) (1) - (2) = 1,140,000

問5

計算過程
(有価証券) (1) B社株式 ① 税務上の帳簿価額 $500 \times 14,000\text{株} - 500 \times 14,000\text{株} \times 0.295 = 4,935,000$ ② 会計上の帳簿価額 $500 \times 14,000\text{株} - 3,142,650 = 3,857,350$ ③ ① - ② = 1,077,650 (2) D社株式 ① 税務上の帳簿価額 $\text{イ } \frac{160 \times 40,000\text{株} + 145 \times 20,000\text{株}}{40,000\text{株} + 20,000\text{株}} = 155$ $\text{ロ } \frac{155 \times 60,000\text{株} + 130 \times 15,000\text{株}}{60,000\text{株} + 15,000\text{株}} = 150 \text{ 1}$ $\text{ハ } (160 \times 40,000\text{株} + 145 \times 20,000\text{株} + 130 \times 15,000\text{株}) - 150 \times 15,000\text{株} = 9,000,000$ ② 会計上の帳簿価額 $(160 \times 40,000\text{株} + 145 \times 20,000\text{株} + 130 \times 15,000\text{株}) - 160 \times 15,000\text{株} = 8,850,000$ ③ ① - ② = 150,000 (3) E社株式 ① 税務上の帳簿価額 $405 \times 10,000\text{株} = 4,050,000$ ② 会計上の帳簿価額 $450 \times 10,000\text{株} = 4,500,000$ ③ ① - ② = △450,000

問5 続き

(受取配当等の益金不算入額)

(1) 配当等の額

① 関連法人株式等

$$600,000 - ※40,000 = 560,000 \text{ [1]}$$

② その他株式等

$$1,140,000 + 780,000 = 1,920,000$$

③ 非支配目的株式等

$$100,000$$

※ 短期保有株式等

$$15,000 \text{株} \times \frac{20,000 \text{株}}{40,000 \text{株} + 20,000 \text{株}} \times \frac{60,000 \text{株}}{60,000 \text{株} + 15,000 \text{株}} = 4,000 \text{株}$$

$$600,000 \times \frac{4,000 \text{株}}{60,000 \text{株}} = 40,000$$

問5 続き

(2) 益金不算入額

① 支払利子

$$1,280,000 + 3,300,000 + 600,000 + 540,000 + 2,930,000 + 950,000 = 9,600,000 \quad \boxed{1}$$

② 総資産の帳簿価額

$$395,522,000 + 1,300,000 + 299,238,000 + 1,500,000 = 697,560,000 \quad \boxed{1}$$

③ 期末関連法人株式等の帳簿価額

$$9,000,000 \quad \boxed{1}$$

④ 原則法による控除負債利子

$$9,600,000 \times \frac{9,000,000}{697,560,000} = 123,860$$

⑤ 簡便法による控除負債利子

$$9,600,000 \times \frac{144,100 + 133,600}{9,720,000 + 9,430,000} \quad \underbrace{(0.014)}_{\boxed{1}} = 134,400$$

⑥ ④ < ⑤ \therefore 123,860

⑦ 益金不算入額

$$(560,000 - 123,860) + 1,920,000 \times 50\% + 100,000 \times 20\% = 1,416,140$$

(控除所得税額)

(1) 株式出資 (所有期間から明らかに簡便法有利)

$$159,276 + 122,520 \times \frac{40,000 \text{株} + (60,000 \text{株} - 40,000 \text{株}) \times \frac{1}{2}}{60,000 \text{株}} (0.834) + 20,420 \times \frac{1}{2} (0.500) = 271,667 \quad \boxed{1}$$

(2) その他

357,350

(3) (1) + (2) = 629,017

問5 続き

加算調整すべき項目及び金額 (留保・流出の別)	
B社株式計上もれ	1,077,650 (留保) <input type="text" value="2"/>
D社株式計上もれ	150,000 (留保) <input type="text" value="2"/>
法人税額控除所得税額	629,017 (流出) <input type="text" value="2"/>
減算調整すべき項目及び金額 (留保・流出の別)	
E社株式過大計上	450,000 (留保) <input type="text" value="2"/>
受取配当等の益金不算入額	1,416,140 (流出) <input type="text" value="2"/>

問Ⅱ

棚卸資産に関する事項

問6

(法人税法上甲社に適用される当該棚卸資産に係る評価方法)
最終仕入原価法による原価法 2

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び 留保・流出の別)	計算過程
600,000 (加算・留保) 2 1,900,000 (加算・留保) 2 100,000 (加算・留保) 2	J 商品 $1,300,000 - (2,400,000 - 1,200,000) = 100,000$

減価償却資産に関する事項

問7

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び 留保・流出の別)	計算過程
(K建物) 40,000 (加算・留保) 2	$400,000 - 40,000,000 \times 0.9 \times 0.020 \times \frac{6}{12} = 40,000$

問7 続き

<p>(L機械装置) 96,277 (加算・留保) 2</p>	<p>(1) 償却限度額</p> <p>① $(6,950,646 + 68,400) \times 0.286 = 2,007,447$</p> <p>② $13,500,000 \times 0.08680 = 1,171,800$</p> <p>③ ① \geq ② $\therefore 2,007,447 \times \frac{6}{12} = 1,003,723$</p> <p>(2) 償却超過額 $1,100,000 - 1,003,723 = 96,277$</p>
<p>(M器具備品) 30,000 (減算・留保) 2</p>	<p>$0 - 180,000 \times \frac{6}{36} = \triangle 30,000 < 120,000 \quad \therefore 30,000$ (認容)</p>

役員給与に関する事項

問8

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び 留保・流出の別)	計算過程
<p>(Nに関して)</p>	<p>調整すべき金額はない 2</p>

問8 続き

(Oに関して) 600,000 (加算・流出) <input type="text" value="2"/>	$100,000 \times 6 = 600,000$
---	------------------------------

繰越欠損金に関する事項

問9

(欠損金額の当期控除額及びその計算過程) (1) 欠損金額 $6,640,000 + 1,500,000 + 1,690,000 + 3,530,000 + 480,000 = 13,840,000$ (2) 控除限度額 $17,680,000 \times 50\% = 8,840,000$ (3) (1) > (2) $\therefore 8,840,000$ <input type="text" value="2"/>
--

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

基本論点を中心であるが、全体的にボリュームが多く、ミスを誘発しやすい問題であるため、いかに解答しやすい箇所から手をつけ、これらを確実に得点できるかどうかのポイントとなる。また、加算・減算の別及び留保・流出の別など、試験委員の指示に従い、正確に解答することも重要である。

ボーダー 32点以上

合格確実 41点以上

▶解答への道◀

問 I

問 1

- (1) 納税充当金は、当期首現在額を超えて期中に減少しているため、一時的に金額がマイナスとなり、その後当期末に損金経理し当期末現在額となっていることから、当期に損金経理した納税充当金の額は、当期末現在額からこのマイナス分を加算し算定する。
- (2) 事業所税は申告納税方式による租税であるため、原則、申告時に損金算入される。
- (3) 社会保険料の延滞金は損金算入される。

問 5

- (1) 受取配当等の益金不算入額の計算において、使用人の社内預金利子は支払利子に含まれる。また、D社株式は、前期は期末関連法人株式等に該当しないが、当期は期末関連法人株式等に該当する。
- (2) 控除所得税額の計算において、みなし配当に係る源泉徴収税額は月数按分不要である。なお、問題に与えられた源泉徴収税額を用いて解答するものと思われる。
- (3) F社株式に係る配当等の額は、外国子会社から受ける配当等の額であり、一定の調整が必要となるが、問5の問題文から外国子会社配当等に係る調整の指示を読み取ることができないため、模範解答上調整を行っていない。

問 II

問 6

適格合併により引継ぎを受けた棚卸資産の期末評価方法については、合併法人の評価方法による。

問 7

適格合併により引継ぎを受けた減価償却資産について、本問では被合併法人の取得価額、耐用年数等を引き継ぐこととなる。なお、L機械装置について、被合併法人において見積耐用年数を用いていたため、合併法人においてその見積耐用年数を用いて計算する。

問 8

取締役Oに支給された給与について、取締役Oは合併に伴い職務内容が変更されていないため、臨時改定事由に該当せず、合併後の増額部分について定期同額給与に該当しない。

問9

中小法人以外の法人の青色欠損金の繰越控除における控除限度額は、過去の税制改正により下記のとおり引き下げられている。

繰越控除をする事業年度	控除限度額
平成24年3月31日前に開始する事業年度	所得金額
平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度	所得金額の80%
平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度	所得金額の65%
平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度	所得金額の60%
平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度	所得金額の55%
平成30年4月1日以後に開始する事業年度	所得金額の50%

したがって、乙社の過年度において、青色欠損金の繰越控除は次のとおり計算されている。

(1) 第13期 $8,800,000 > 2,200,000 \quad \therefore 2,200,000$
(2) 第15期 $8,800,000 - 2,200,000 = 6,600,000 > 1,120,000 \times 80\% = 896,000 \quad \therefore 896,000$
(3) 第19期 $6,600,000 - 896,000 = 5,704,000 > 1,050,000 \times 55\% = 577,500 \quad \therefore 577,500$
(4) 第20期 $5,704,000 - 577,500 = 5,126,500 > 6,770,000 \times 50\% = 3,385,000 \quad \therefore 3,385,000$

結果、第11期の欠損金額の残額は1,741,500円 (8,800,000円 - 2,200,000円 - 896,000円 - 577,500円 - 3,385,000円) となる。

適格合併が行われた場合には、被合併法人のその適格合併の日前10年以内に開始した各事業年度において生じた未処理欠損金額は、合併法人において生じた欠損金額とみなす。また、本問の甲社と乙社は、適格合併の日の属する事業年度開始の日の5年前の日から継続して支配関係があるため、青色欠損金の引継ぎ制限はない。

ただし、青色欠損金の繰越期間は、平成30年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額は10年間であるが、それより前に生じたものについては9年間である。乙社の第11期は、適格合併の日前9年以内に開始した各事業年度に該当しないため、第11期の未処理欠損金額は、甲社の当期の欠損金の繰越控除の対象とはならない。

●おわりに

第一問については、理論マスターの正確な暗記ができていたかどうかポイントとなる。
第二問については、基本的な論点をケアレスミスなく得点を重ねられたかどうかポイントとなる。
理論と計算の合計点として67点程度がボーダーライン、82点程度が合格確実ラインと思われる。